

平成30年山形村議会第2回定例会

議事日程 (第3号)

平成30年6月8日(金曜日)午前 9時00分開会

日程第2 一般質問

出席議員(11名)

1番 春日 仁 君	2番 大池 俊子 君
3番 上條 倫司 君	5番 百瀬 昇一 君
6番 新居 禎三 君	7番 大月 民夫 君
8番 百瀬 章 君	10番 小林 幸司 君
11番 小出 敏裕 君	12番 福澤 倫治 君
13番 三澤 一男 君	

欠席議員(1名)

9番 竹野 入恒夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 赤羽孝之 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 堤 岳志 君 課 長
子 育 て 百瀬尚代 君 支 援 課 長	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 藤沢洋史 君 課 長	建 設 水 道 篠原雅彦 君 課 長

教育政策課
長 上條憲治 君

総務課
財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 箕町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは許可が必要となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可してあります。

それでは、竹野入恒夫議員が欠席のほかは全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、上條倫司議員、5番、百瀬昇一議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いいたします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

◇ 百 瀬 昇 一 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位8番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一議員、質問事項1「山形村の地域コミュニティの在り方について」を質問してください。

百瀬昇一議員。

（5番 百瀬昇一君 登壇）

○5番（百瀬昇一君） 議席番号5番、百瀬昇一です。昨日の大月議員の質問と重複するところが多くありますが、本日は2つの質問とさせていただきます。

今、指名にありました、初めに「山形村の地域コミュニティの在り方について」質問いたします。

この質問は、今までの議会でも何回となく質問・質疑されています。また、第5次山形村総合計画後期基本計画の確認・質問事項ともなります。この計画のベンチマーク、成果指数の目標達成のためにも1つの質問と1つの提案をいたします。

今、この山形村でも連絡班・区の未加入世帯の増加が顕著になってきています。そんな中、山形村の地域コミュニティに関する検討委員会が持たれ、地域コミュニティについて検討が重ねられていますが、この村の秩序づくりは急務と感じています。村長はどう考えるか。

2つ目に、またこの質問は過去、平成15年にも検討が重ねられ、一定の対策、方向が出されましたが、しかしながらこの問題は持続・継続が大事と考えます。ちなみに、この平成15年は、山形村の存続が決定された年でもあります。

そこで1つ提案します。長期プロジェクトとなりますが、仮称で言えば「山形村、むらづくり基本条例」を制定する時期が来ています。自治基本条例の制定は長野県、また全国的にも多くはないが、県下77市町村のうち11が制定されています。

さて、この問題の先進地の高森町へ昨年12月21日に山形村の地域コミュニティに関する検討委員会において視察研修が実施されています。この中で高森町の基本条例がありました。

少し目的について朗読させてもらいますが、高森町の基本条例の目的、第1条でございませう。「この条例は、町民一人ひとりの意思や行動がつながり、今まで培ってきた自治の取組を拡充させ、誇りを持って後世につなげていくまちづくりを目指すため、まちづくりの基本的な事項を定めるとともに、自治の担い手としての町民の権利と役割並びに町及び議会の責務を明らかにすることを目的とします」とありました。

この自治基本条例には、村民、事業者、村、村議会、自治組織、コミュニティ組織、地域づくり、参画、協働が基本として、村民全員の基本に立つ取り組みが重要です。相当のエネルギーが必要とされます。新しい情報ですと、昨年4月には、安曇野市が安曇野市自治基本条例を制定いたしました。

さて、この議会の冒頭、村長のあいさつもありませんでしたが、今、山形村では村の花、サツキが咲き誇り、村の木のイチイが緑濃く存在感を示しています。そんな中、山形村にはすばらしい山形村憲章、この庁舎の玄関先にありますが、村の誇り高き道しるべです。村民にわかりやすく、村民が常に意識のできる条例を願っています。村長はこの村の基本となる自治基本条例の制定をする考えはあるか。俗に言う、村の憲法ということですが、制定をする考えはあるか。

以上、質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員のご質問にお答えいたします。「山形村地域コミュニティの在り方について」のご質問であります。

1番目の質問でございませうが、山形村の連絡班・区の未加入世帯の増加が顕著になってきている。そんな中で山形村の地域コミュニティに関する検討委員会が持たれ、地域コミュニティの検討を重ねてきております。この中で、山形村の秩序づくりを検討しているわけですが、村長の考えはどうかということであります。

今、日本国中、首都圏以外ではほとんどの市町村が、かつて経験したことのない人口減少、少子高齢化の時代を迎えております。当山形村についても今後は人口が減り、これまでの地域社会の仕組みに変化が起こることが予想され、地域の自治組織である区や連絡班、また住民同士のつながりも希薄になることが危惧されるところであります。

現代社会は、集団や地域よりも個の自由度や考え方が優先され、都市化や多様化が進む時代であります。転入世帯の増加による、いわゆる新旧住民の混住化だけでなく、親子間、世代間の価値観の違いも増す中で、山形村の地域づくりの物差しをどういったところに設定するのか。今の時代にあった規範やルールづくりが必要なときを迎えていると感じております。

山形村の未来に向けての課題でありますので、若い世代の皆さんの意見も大いに聞きながら参考にしていきたいと思っております。

2番目の質問でございますが、この件について、過去平成15年にも検討委員会を持たれ、それぞれ答申がされているところでありますが、そういった継続的に取り組む内容の中で、村長は自治基本条例をつくる考えがあるか、ということではありますが、今、自治基本条例であったり、まちづくり条例とか地域づくりの基本方針となる条例を定める市町村が増えております。当村でも村づくりの指針となる村の憲法である自治基本条例を制定することは、それなりの意義があるとは考えております。

個人としての権利と地域の自治組織である区・連絡班の利益をどう折り合いをつけるか、また、環境や福祉、教育などで村づくりにご尽力をいただいている各種の委員会や団体の皆さんの意見も伺いながら、時間をかけ検討することが必要になると思います。

今、私自身が自治基本条例についての判断をする十分な知識もございませんので、関係機関のそれぞれの皆さんと問題点などを検証しながら、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。この基本条例制定については期待するところでございますが、先ほど冒頭、質問の中で申し上げたように、この基本条例を制定するにあたっては、相当のパワーが必要です。先進地の高森町では、3年と数カ月もかかっております。また、安曇野市もそうです。高森町の場合には、今現在の町

長さんが2期目の肝いりの公約として始めたものと聞いております。村長さんも一緒に視察に行っておられますので、そこらをご承知だと思います。

ぜひ、そんなことで研究を進めていただき、制定に向かっていただきたいと思います。そんなことで、この質問については、以上で終わらせてもらいます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員、次に質問事項2、「公民館活動について」を質問してください。

百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 2番目となります「公民館活動について」質問いたします。

最初に、山形村公民館条例の第7条に「公民館審議委員会」という項がありますが、今、どのようなメンバーで、どのような調査・審議がされているか、教育長にお聞きしたいのですが、お願いしたいと思います。

次に、また、公民館活動の中で、各分館活動、村民運動会、夏祭り山形じゃんずら、文化祭などが行き詰っている感が、私は感じております。私も以前、上竹田の分館長を経験させてもらっている中で、分館の事業も、本館の事業についても大分苦勞をしたつもりです。

ということで、そんな中でそれぞれの立場で、今、それぞれの組織の皆さんがご努力いただいているところがございますが、いろいろな問題を抱えての取り組みです。いろいろな行事がスムーズの中で、それぞれの地域づくりに欠かせない事業、活動です。公民館運営審議会などの中で、積極的に各事業、各行事、各活動に踏み込んだ審議を望みます。

公民館活動は、地域教育の中核です。多くの方の意見により公民館運営審議会で突っ込んだ審議がされ、大勢の参加が見込める事業が持たれることを望みます。また、社会教育委員会、公民館、各分館のかかわりの認識を高めていただき、いい連携の中でこの村づくりをしてもらいたいと思っております。このことについて、教育長はどう考えるか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） それでは「公民館活動について」百瀬議員の1番目のご質問にお答えいたします。

公民館運営審議会委員のメンバーと調査審議の内容についてご質問をいただきました。

公民館運営審議会委員のメンバーにつきましては、現在、社会教育委員の方々を委員に委嘱しております。

次に、調査審議の内容についてですが、公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画・実施について調査・審議する、公民館の附属機関として位置づけがされております。館長からの公民館運営審議会に対する諮問は、毎年度行われるわけではなく、必要に応じて諮問がされております。

そこで直近の諮問と調査審議の状況について申し上げますと、平成24年2月に公民館長のあり方、各種行事の見直し、専門部の体制と本館役員の選出方法、本館と分館の役割分担と連携・協力体制等に関しての諮問がされました。公民館運営審議会では、近隣市村の状況を調査しながら、5回の会議を開いて審議をした後、平成24年11月に館長への答申がされております。なお、公民館運営審議会では、館長からの諮問にかかわらず、毎年度公民館事業の評価を行うとともに、次年度の公民館事業の企画内容についての検討も行っております。

次に、2番目のご質問であります。公民館活動は地域教育の中核であり、地域づくりにとって重要な活動であることから、公民館活動を活性化させることが必要である。そのため多くの方々の意見を公民館運営審議会に反映させていくことや、地域づくりを進める上で、社会教育委員の会、公民館、各分館等の一層の連携と公民館活動に対する意識の高揚を図ることが大切ではないかというお尋ねであるかと思えます。

多くの方々の意見を公民館運営審議会に反映することについてですが、大切な考え方であると思えます。地域課題に対応し、よりよい地域の暮らしを実現していくためには、地域課題に関係する幅広い分野の人たちが、公民館運営審議会の委員となることが望ましいと考えられますので、委員構成のあり方について研究をしてまいりたいと考えます。

次に、社会教育委員の会、公民館、各分館等の連携と公民館活動に関する意識の高揚についてですが、組織的な教育活動である社会教育を促進し、よりよい地域社会をつくっていくためには、社会教育に携わる関係団体はその団体としての役割を発揮していくとともに、地域課題に対して連携していくことが必要と考えています。また、公民館活動は、村民の皆様が地域の中で心豊かに暮らしていくため、集い、つながり、組織的に学び合う活動であり、重要な地域活動であると考えています。公民館活動を

通じて刺激や感動等を共有し、人間関係を豊かにしていく体験が公民館への認識を高めていくことにつながると考えています。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。実は一昨日でしたが、テレビを見ていましたら、ちょっと議題と離れることはないが関連はしますが、健康長寿の秘訣は、人は人に親切にすることが健康長寿の秘訣だそうです。人にはそういう遺伝子がありますので。

今、何を言いたいかというと、こういう人間の本来の姿というものを見た中で、社会教育なり、教育というものは地域教育はそういう根本の中でやってもらいたいと。そんなことを思っておりますので、その意識をどういうふうに高めていくのか、教育長さんにそこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 百瀬議員さんがおっしゃいますとおり、人間の基本的な喜びの中には、学ぶ喜びと教える喜びがあると思います。先ほども申し上げましたとおり公民館の活動は、みんなが集まって、そして組織的に学習をし合って、その成果をもって実践活動に展開していくという、とても地域づくりの基本になる活動をしている、そういう活動だと思っています。

では、とても大事な活動だということはどうやってみんなに、意識的にその気持ちを高めていくかということとは、先ほどご答弁申し上げましたとおり、まず体験を積み重ねて、そしてそこに参加する喜びですとか、学ぶ喜びですとかといったものを実体験として積み上げていく、それが多分経験として積み重なった力になっていくのかなと。公民館にはそういった力を生み出す大きな機能というものを持っているかなと考えています。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 冒頭の質問の地域コミュニティについて質問したわけですが、この関係が、この社会教育が一番重要です。そんなことでうんと期待するところでございます。

本日は短時間でございましたが、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位 9 番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項 1 「空き家対策について」を質問してください。

新居禎三議員。

（6 番 新居禎三君 登壇）

○6 番（新居禎三君） 議席番号 6 番、新居禎三です。昨日から今日にかけて一般質問が行われておりますが、9 番目の私で最後となります。理事者の皆さん、課長の皆さん、長時間にわたって大変お疲れさまでしたが、もうしばらくおつき合いいただきたいと思っております。

それでは、早速質問に入りたいと思っておりますが、本日は 3 つの項目についてお尋ねしたいと思います。

最初に「空き家対策について」でございます。

全国的に核家族化や人口減少の中、空き家の問題がクローズアップされております。国としても特別措置法を制定し、平成 27 年から施行し、各市町村の対応を促し、当村山形村においても 29 年度、昨年度、実態調査を行い、このほど結果が出ました。新聞報道等でご存じの方が多いたと思いますが、今までも何人もの議員が質問されております。実態調査の結果が出たということで、今後の村としての対応が待たれるところでもありますので、そこでお伺いしたいと思います。

このほど報道で発表された結果のうち、3 件については危険が迫っているということで、早急な対応が必要と思われませんが、どのような措置をお考えかお聞かせください。

2 番目の質問としまして、現状、空き家周辺の住民や所有者等からの相談があれば、どの部署がどういう対応をされているのか。また、今後空き家の処理や利活用について専門の窓口設置等をお考えかお伺いたします。

以上、1 回目の質問です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。

「空き家対策について」のご質問ではありますが、1 番目の質問の「このほど発表された結果の中で、3 件については危険が迫っている。早急な対応が必要と思われるが、

どのような措置をお考えか」ということでありますが、空き家については、現地調査の結果であります。調査基準の中で一番危険度が高い建物が3件でありました。道路からの外観目視調査であることから、危険度につきましては、人家が近くにあるかなど周辺の環境でも変わってきますので、もう少し詳しい調査が必要だとは思いますが。今回の調査につきましては、空き家の利活用に向けての調査であります。ただし、危険家屋については所有者の意向調査の中で、危険な状態であることについてはお知らせをしていく予定であります。

2番目の質問であります。「現状、住民や所有者等からの相談があれば、どの部署で対応されるのか、また、今後空き家の処理や利活用等の専門の窓口設置をされるのか」という件であります。空き家等につきましては、現在、総務課で担当をしております。今後につきましても総務課で対応をしていく予定でありますが、空き家の利活用の件数によっては、地域おこし協力隊にお願いする場合も出てくるかと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、最初の3件について目視調査であるということで、報道によりますと、所有者にアンケートみたいな形で調査をしたということで、当然、役場の職員の方も目視でされたのだと思いますが、最初にお聞きしますが、役場の方で当初考えていた調査対象が123件であったということで、実際に所有者に調査をした件数は85件だとお伺いしておりますが、残りの38件については未確認なのか、どのような見解なのか。また、所有者がちゃんと特定されているのか、その辺再度お伺いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 空き家につきましては、現地調査によりまして123件が当初対象でございました。そのうちの85の所有者に調査票を送っているということで返ってきた結果であります。先ほど言いました30件近いものについては、所有者はわかっておりますが、結果が返ってこなかったというような状況でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 調査票が返ってこなかったということで、当然目視はされていると思うのですが、そのうち目視調査等を含めて3件が、先ほど言いましたが危険な状態だということで、いわゆる国でいうところの特定空き家、危険な物件であるとい

う指定をされるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 先ほど村長答弁でもございましたけれども、もう少し詳細な調査をした中で、特定空き家というような確定をしていくということになるかと思っておりますので、今回の調査だけではまだ不十分かと思っております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 再度詳しい調査をされるということですが、当然所有者の意向等もあると思っておりますが、その辺は所有者がするのか、村でするのか。お伺いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） アンケートの回答結果にもあったのですけれども、利用方法につきましては売却が一番多かったということ。その後に解体というようなことでもございましたので、当然所有者の意向を聞きながら、売却するにあたっては壊して売却するのということも含めて対応はしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 当然所有者があることですから、意向を聞きながらやる必要があると思っておりますが、ただ、解体すると、いわゆる固定資産税の特例が解除されると思うのですが、多くの所有者は、だから解体せずにという部分だと思うのですが、所有者に対してその辺の詳しい説明等は当然されるわけですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 固定資産税につきましては、一辺倒な説明にはなるかと思うのですけれども、所有者にはしていくつもりでもおります。また、村の方で空き家バンクという制度を考えております。その制度を活用することによって少しメリットが出るようなことも考えております。例えば解体という部分で補助を出すとかということも含めまして、今後については研究をしていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） いわゆる危険な物件もそうですが、まだまだ利活用できる家も多々あると思うのですが、その部分で空き家等の対策、計画策定ですか。国の方でも策定しなさいということで出ていますが、その辺の計画の策定のご予定はどのようになっていますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 空き家等の対策計画でありますけれども、略式の解体執行というか、代執行するにあたってそういう計画が必要になってくること。それから、当然国の補助をもらうにあたって、そういう計画がなければ補助がいただけないということがございますので、計画については今後村で策定していく予定であります。ただ、村内全域という部分ではなくても個別である程度やっていく考えもありますので、その辺も含めて今後策定はする予定でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ持ち主、所有者の方も快く対応できるような形で計画をつくっていただきたいのと、あと、その辺のもろもろ、計画づくりを含めた、協議会は設置されるわけですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） その辺も含めて今後研究していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ一刻も早く危険な物件は処理できるような形でお願いしたいと思います。

2番目の質問の相談窓口等ですが、先ごろいろいろ新聞等でも出ていますが、いわゆる空き家を利用した民泊制度なども法律措置がされました。その辺が、所有者の方がそういう意向があれば、そういう活用もできるのかなと思っておりますが、その中で県が意向調査をしたということで、77市町村の中で山形村は、小学校の付近は民泊はだめですよという規制対象になっておりますが、どういう理由でそういう規制をしたのかお伺いします。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 民泊の規制の関係でございますけれども、近隣市町村の動向ですとか、そういったものを含めた中で、最低限小学校の付近については民泊の規制を設けるといった内容で今、進めております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 近隣市町村がそうだからだと思いますが、確かに数字的に見ると、60幾つですかね。ほとんどの市町村が学校付近は規制対象ということになっていますが、逆に観光客がたくさん来るところ、でも、軽井沢町なんかは全面的に禁止みたいなことですが、小布施町なんかは逆に小学校付近もぜんぜん規制の対象にはしないと。より利活用して交流人口を増やすために活用したいということで規制されて

おりませんが、右に倣えが一番簡単ですが、やはりきちんとした理由づけがあって規制をいただきたいと思いますが、今後、その辺の規制についても変更等々、仮に、聞くところによると今現在は学校付近、100メートル付近に空き家はないということですが、今後いつ空き家が発生して、所有者が民泊等に利活用したいという意向があるかもしれませんが、そういう場合は相談に乗れるということにいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 空き家の利活用につきましては、村内の不動産業者とも連携を図る中で、今後利活用という形をとっていきたいというふうに考えております。そんなことも含めまして、今後につきましては相談しながら対応していくという形になるかと思っております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ前向きに空き家が有効に活用できるような方向性でやっていただきたいと思いますが、最後に空き家ではないのですが、空き地、いわゆる持ち主のわからない空き地に対しての特別措置法も最近見解が出てきましたが、山形村については、その辺は今現在物件があるのかないのかだけお伺いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 空き地についての調査というものはしてございませんけれども、相続がされていなくて所有がわからないというケースは多々あるのかなというふうには思っております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） その辺も今後の課題だと思います。日本国内でそういう持ち主、所有者不明の土地全部合わせると九州の面積ぐらいあるらしいですから、山形村も今後、もしあれば何らかの対応をしていかなければならないと思いますので、その辺もぜひ調査を進めていただきたいということをお願いして、1つ目の質問は終わります。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員、次に質問事項2「改元後の公文書の表記について」を質問してください。

新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） それでは、天皇が退位されるということで、来年改元がされるわけですが、その部分について質問いたします。

改元後の公文書の表記ですが、来年5月1日より元号が変更されることは決定して

おりますが、村で使用する届出・申請用紙や公文書での日付の表記など当然変更が生じてくると思います。それに対する対応をお伺いしたいと思います。

山形村文書取扱規程では、日付等の表記に関する規定は、読んでみましたが規定されていないように思います。来年5月以降の、いわゆる公文書における表記をどのようにお考えか、されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2つ目の質問であります「改元後の公文書の表記について」のご質問にお答えをいたします。

1番目のところでございますが、山形村文書取扱規程では、日付等の表記に関する規定はないように思うが、来年5月1日以降の表記をどのようにするかという件でございますが、現在の山形村の行政業務の中で特にこの元号改定に向けた特別な規定はありません。しかし、今後の対応として考えていることは、戸籍や税などの窓口業務において、確実な切りかえをするための準備や条例・規則をはじめとした例規上の字句、様式等の整備、そしてこれから当面の間、元号改正後の事務事業に関して、期日や期間を指し示す際の日付の表記方法の検討などがあります。窓口業務や例規整備等の技術的な部分については、庁内のシステム管理の中で委託業者や関係機関とも連携して、正確かつ効率的に切りかえをする手段の研究を行ってまいるところでございます。

また、日ごろの一般業務や中長期的な計画策定などに関しては、職員が取り扱う公文書の日付の表記については、平成と西暦の併記、平成に統一した上での改元後の読みかえなど幾つかのやり方が想定されます。周辺の自治体の動向も同様の対策が講じられることと思いますので、国や県の動向もあわせて見きわめながら、村民の皆様に混乱のないようにわかりやすく移行ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、村長の答弁にありましたが、近隣の市町村等である程度方向性を出しているところもございます。国は平成6年3月31日に公文書に関する規定というか、出しておりますが、その中では元号表記を推奨するということになっておりますが、いわゆる長期計画等においては西暦表記も認めるというか、義務の規定は

ないような規制だそうです。

その中で、今、答弁の中にありましたが、長期の計画等になってくると、現在だと恐らく平成40年だ、50年だという表記であらわされると思うのですが、今後、仮にといいますか、来年5月1日以降は元号が変わるわけですから、そういう表記であれば、当然一旦出した文書をまた、内輪では回収して変えることはできるのですが、出した文書に関しては既に出回っているわけですから、それを訂正するということは膨大な作業になってくるわけで、そういう意味で私的には元号と西暦がいいのかどうかという部分はありますけれども、いわゆる西暦表記だとある程度世界的にも通用するという部分がありますので、西暦と元号を併記するという結論を出している自治体は結構あるみたいなのですが、その辺は役場庁内で今後検討されるということでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） この元号の表記につきましては、村長の答弁でもありましたけれども、村民の皆さんが混乱しないということが一番大切かなと思っております。そうした中で、行政業務につきましては、まだ国、県というところで動きが見えてきておりません。議員おっしゃられたように独自で動き出している自治体もあるわけですが、村としては現在、そういう検討を協議するということは考えてはおりません。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） まだ検討は考えていないということですが、そうはいつても来年5月1日から変わるわけで、なおかつ、最近の報道によると、新しい元号が発表されるのが来年3月だとか4月だと言われていますので、当然システムを含めた改修はそれ以降の作業になると思うのですが、そこでシステムをつくる段階で、いわゆる併記なら併記としておけば、後々いいのかなと私は思っている部分です。

特に今、平成生まれの若い人たちが、今年が明治150年らしいですが、明治、大正、昭和だと言ってもピンとこないし、仮に大正何年から今何年たったとか計算するにも非常に面倒といいますか、複雑になる。そういう部分で西暦表記があれば割と簡単に計算もできるという部分だし、あと、若い人たちもそうですが、今、これだけ日本にもインバウンドの方も見えるし、山形村にはまだそんなにはいないと思いますが、外国の方も住まわれるようにこの先なるやに思います。そういう意味で、外国の方は元号が全くわからないわけですね。仮に山形村へ外国の方が引っ越しされてきて、

住民登録をするにも元号の表記で生年月日を書いてくださいと言われても、書けないですよ。その辺は先のことを見越していけば、併記が無難なのかなと私は個人的に思っておりますので、ぜひそういう部分を含めて、国や県の方向が出ていないということですが、恐らく国はなかなか発表自体も先延ばしにするような部分ですから、なかなか出てこないだろうなと思います。そういう意味で、ぜひ前もってある程度検討はしていただきたいと思うことをお願いして、2番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員、次に、質問事項3「健康寿命延伸の取組みについて」を質問してください。

新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） それでは、3番目の質問です。「健康寿命延伸の取組みについて」であります。

山形村においても人口増加から減少局面に変わりつつあり、2025年には高齢化率が28.1%と予想されています。長寿は喜ばしいことではありますが、健康で長生きであってこそ何ものにもかえがたいものであります。村としても今までその方向でいろいろ施策を行っておりますが、今後についてお伺いしたいと思います。

質問1、ウォーキングコースの設定や健康遊具の設置、健康体操の紹介など様々なことを今まで実施されておりますが、今後、今年度はどのような事業をお考えか具体的にお聞かせいただきたいと思います。

2番目に、高齢者が地域で元気に過ごせるような手助けになる仕掛けづくりが必要だと思っております。そういう部分でそのような施策を調査研究している部分があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 3番目の質問でございます「健康寿命延伸の取組みについて」のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目のご質問の「ウォーキングコースの設定や健康遊具の設置、健康体操の紹介など様々なことを実施されているが、今年度どのような事業を考えているか具体的に聞かせてもらいたい」という件であります。今年度の健康寿命延伸の取り組みとしては、継続的に運動を行ってもらうための取り組みと、健診受診率の向上のため

めの取り組みについて重点的に行う予定であります。また、県で行っているACEプロジェクトとも引き続き連携していきたいと考えております。

具体的な取り組み事例としましては、歩行距離や消費カロリーなどを確認することができる活動量計の貸し出しや健康関連教室や健診を受けた方にポイントを付与するポイント制導入について取り組む予定であります。当初予定をしておりました元気づくり支援金が、当初計画では採択にならなかったため、財源措置を含め再検討が必要な状況になっております。

健診受診率向上の取り組みについては、保健師による未受診者への電話や訪問による受診勧奨の強化、節目の年齢の方に無料受診券を配付しております。

次に2番目のご質問であります、「高齢者が地域で元気に過ごせるような手助けになる仕掛けづくりが必要だと思うが、そのような施策を実施するための調査・研究があればお聞きしたい」という件であります。現在、村では住みなれた地域で健康に過ごしていただくための取り組みとして、健康寿命延伸の取り組みの一環として、住まい・医療・介護・生活支援等が一体に提供される地域包括ケアシステム構築の取り組みを行っております。そのための調査・研究として、高齢者を対象に平成28年度に介護保険計画策定前に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、生活支援体制整備を行うための「生活実態・ニーズ把握調査」を実施いたしました。

調査結果に基づきボランティアや地域活動に興味があったが機会がなかったなどの潜在的な人材の発掘や、商店等で高齢者の買い物をサポートできるようなボランティアの養成、村内にある企業等の施設を活用したサロン等の実施を検討しております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） わかりました。この部分については、私も過去にも何回か質問しておりますが、今、答弁の中にありましたが、ポイント制はもう何年も前から導入して、いわゆる健康のための健診の受診もそうですが、運動等、ウォーキング等をすればポイントがついて、やることに張り合いができるという部分で検討されていたところ、元気づくり支援金の採択にならないから先送りになっているのかと思いますが、今、答弁にもありましたが、支援金がなくても村の単独事業としてでも、ぜひやるべきだと私は思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） こちらのポイント制につきましては、昨年度来、健康

寿命延伸推進委員の皆さんからご意見をいただいて、事務局としては実施方向で今、準備を進めております。財政措置の部分は、財政等の調整をした上で今、再協議をしている最中です。

このポイント制につきましては、長野県においてもポイント制の特典、インセンティブという部分を全県で何か新しいものをちょっと取り入れるというようなことを担当の方から聞いておりますので、その辺の結果も今、注視しながら前向きに進めたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 前向きに検討するというお返事をいただきましたので、早期のうち実現するのかなと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、ウォーキングコースや健康遊具をつくったわけですが、実際にYCS等では流れていますが、実際にウォーキングコースを歩かれている方とかあまり見ないのですが、その辺の実態というか、その辺は調査されていますか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ウォーキングコースのコースの設置の目的としましては、そういうきっかけづくりといいますか、ウォーキングコースをつくることによってウォーキングへの関心を深めていただくということも大きな目的の1つでございました。

今、村でご提案したのが、なろう原公園からトレーニングセンターまでの約4kmということでコースになっておりますけれども、個人差によって4kmのウォーキングが厳しいという方は、西沖周辺の八幡のあたりをウォーキングされる方は結構いらっしゃるというお話も伺っています。実際職員が現場で何人、人数が歩いているかという調査まではしておりませんが、そういう部分では若干周知ができたのではないかとということと、あと、コースの設定にあたっては3,000枚ほどチラシを作成しましたけれども、そちらの方もおかげさまですべて今、在庫がないような状況になっておりますので、その辺の増刷等についても今後検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 確かにチラシもそうですし、YCSでもコースについても流れ

ていますが、やっぱりそういう意味で自分自身が意識のある人は1人でもやるのだらうなと思いますが、残念ながらウォーキングコースについても、なろうのウォーキングコースについても、最初設定したときに1回イベントをやりましたが、その後、そういうリピートがないのですよね。やりたいけれども何か1人で行くのは嫌だなとか、そういう人が結構いると思うのですよ。そういうイベント等があれば参加しようかなという人は何人も私、聞いています。そういう意味で、健康遊具を使うイベントもいと思うのですが、そういう仕掛けは今後お考えあるでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 活動量計等の使用方法等のあれでも、そういう歩行、歩き方の教室等は予定させていただいているところですので、そういう部分で既存のそういうご提案させていただいたコースですとか遊具を活用しながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 周知しても実際につくったものが使われなかったら意味ないわけで、みんなが喜んで使えるような形でもっていければと思います。

村長答弁にもありましたが、健診率の向上という部分で、これについては前回も私、質問しましたが、残念ながら見ると、今年も受診、健診の日程的にはほとんど前年度と変更ないのかなと思っておりますが、その辺は村として30年度の健診もそうですし、来年以降の日程等については検討されたのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤健康福祉課長。

○健康福祉課長（堤 岳志君） 特定健診の受診につきましては、県平均を大きく下回っておりまして、例年劇的な変化がないのが実情ということで、今年度も健診の日程等の検討もさせていただきました。

集団健診につきましては、委託業者が年間計画をなから昨年と同様の形でスケジュールを組んでおりますので、大きな日程変更というのは難しい状況ですので、今年度も9月と12月という予定でしております。

各医療機関で受けていただく個別健診につきましては、集合契約ということで、村内の病院等で受けた個別健診のデータもできるだけいただけるような方策を、見直しを進めているところで、もう少しでその辺も方向性が出て、本格運用に転じられると考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 集団健診に行けない人は個別健診でという部分で、実際に結構ふだんの病気、持病等あってお医者さんにかかっている方はかなりいると思うのです。そういう中で自分の行っている病院でそういう健診もできれば、受診率も向上するのかなという部分で、ぜひ前向きにその辺の取り組みを進めてほしいと思いますし、なおかつ、周知をいただきたい。なかなか個別の村内医療機関でできるという部分でも、どこまで周知できているのかなと。私自身も今、こういう立場でいますからわかっていますが、以前はそういう部分で全然わからなかったと。自分自身もそうでしたから、その辺の周知についてもご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 健診の取り組みについて、個別健診、医療機関の関係、なかなか健診を受けない理由で、通常通院しているからというところの方が結構いらっしゃる印象を持っております。チラシ等を配っても限界がありますので、一番効果的なのが、医療機関の先生から年に1回受けてくださいとお願いするのが一番効果的かなというのを個人的には考えていますので、その辺医療機関のご理解も進むような形の調整等も今後引き続き、続けていきたいというふうに考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひそれはお願いして。2番目の高齢者が地域で元気に過ごせるという部分ですが、先ほどもありましたが、答弁の中にもありましたが、やはり高齢者の方が、特に私みたいに会社勤めが終わって、さあ何しようという部分で、自分自身でなかなか趣味とかガッチリ持っている人はいいですが、そうでない人は何をすればいいのかなという部分で、言葉は悪いですが、自宅でぶらぶらしている人も結構いるわけですね。ある意味、やはり目標を持って生きることが健康長寿の秘訣になるのかなと思っております。

そういう意味で、先ほど答弁ありましたが、地域のボランティアだとか、支え合いの活動に参加いただくような仕掛けづくりといいますか、何か情報発信が必要なのかなと思っております。実際にもう携わっている方はかなりいらっしゃいますが、そうでない方もまだかなりいらっしゃいます。そういう意味で、一番いいのは自分の住んでいる地域で、コミュニティの中でそういう活躍の場があればいいのかなと思います。地域のコミュニティの活性化にもなるしと思いますが、なかなか地域の中でというのは難しい部分はありますが、それぞれ長年社会で生きてきた中で、特技やいろいろな

部分をお持ちの方が多いと思いますので、そういうことを生かせるような形で何か情報発信と申しますか、こういうことをやってみませんかみたいな部分のシルバー人材センターがあるといえはるのですが、そこへ登録もそこまではねという人もいますし、村としても何か必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 先ほど村長の答弁でもありました、調査の結果に基づいてちょっとご説明すると、意外とボランティアに関心のある方が4割弱ですとか、地域づくりに参加したという意向の方が6割ぐらいということで、かなり高い数字があります。ただ、各地区によってそういう現在の社協で運営していただいている高齢者サロンですとか、ボランティアの人数等の差があります。そういう部分も含めて現在、生活支援体制の整備事業ということで、平成28年度から生活支援コーディネーター、また協議会等を設置して、その辺の今、分析をしながら何か皆さんが積極的に参加していただけるものを現在精査している最中です。今年度中には、そういう部分では一定の方向性を出したいと事務局は考えておりますので、できるだけ早目に対応できるように事務を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひできるだけ早くの部分でお願いしたいと思いますし、昨日、大月議員の質問にもありましたが、子どもたちの通学路の安全確保のために、当然防犯カメラは有効だと思いますが、カメラもすぐつかないわけで、そういう意味で今もやっている方はいらっしゃいますが、子どもたちの通学の時間帯に地域でちょっと見守りで立ってもらえるようなボランティアとか、いろいろ考えればあると思いますので、そういう情報発信をぜひお願いしたいと思います。

あと、つい最近報道で見たのですが、いわゆる健康に対する運動促進をするために、原村ですね。松本大学と協定をしたと。松本大学のそういう意味で健康運動プログラムはいろいろなことをやられています。山形村はほかの部分では松本大学のご助言をいただいている部分はかなりあると思いますが、そういう意味で村全体としてそういう大学とか企業とか、そういう健康増進に役立つようなことの提携をされるとか、そういう研究をされているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 実際の連携等の研究はしてありませんが、現在、熟年

体育大学というウォーキング教室的なものには、信州大学から健康運動指導士の方に来ていただいたり、あと、松本大学さんとも今回導入予定の活動量計等の無料レンタル等についても協議をしているような状況で、必要に応じてそういうかかわりはできるだけ持つような形で今、考えております。具体的な協定等については現時点ではちょっと考えておりません。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） あらゆる方面にアンテナ張って、言葉は悪いですが、利用できるというか、協力いただける部分はお願ひして協力いただいて、やはり健康寿命延伸は、皆さんが基本はやっぱり体を動かさないと体はだんだん退化していきますので、そういう意味で介護が必要な状態になるのが早くなる可能性は大だと思っておりますので、介護予防のためにも、ぜひそういうプログラムをいろいろ村で研究していただいて、情報発信して、村民が健康長寿で暮らせるような村づくりをお願いしたいと思っております。言葉が悪いといいますが、村にとっても長寿で長生きしていただいたほうが、介護保険料も今の状況でいきますと、当然村の財政の中でかなりの部分を今後このままいきますと占めるようになりますので、介護保険料の抑制と言ってしまう言葉は悪いかもしれませんが、そうならないようにいろいろな施策を調査・研究して、村民が安心して暮らせる、健康長寿で暮らせる村になるようお願いして質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） これで一般質問はすべて終了しました。それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議し散会といたします。

（午前10時12分）